

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では平成 27 年に、「奄美市次世代育成支援地域行動計画」の考え方を受け継いだ「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に実施してきました。策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念にある「子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識」のもと、『子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり』を基本理念として掲げました。

本計画は、国の定める基本指針を踏まえつつ、「子は地域（シマ）の宝」の考え方のもと、行政はもとより、家庭、学校、地域住民・事業所・関係団体が連携して、働きながら子育てのしやすい、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりへの取組をより充実させるため、前計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

基本理念

子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。

基本目標1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するため、保育施設、幼稚園、学校、家庭、地域が協力し、教育力の向上と子どもの「生きる力」を育てる教育環境づくりに取り組みます。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

保護者に対して、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、心配ごとを気軽に相談できる体制の拡充等、それぞれのライフステージや節目において、不安を感じることなく子育てができるよう、各種母子保健事業を充実させるとともに、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図り、働く全ての人々が、仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

子ども・子育て支援は、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。障がい、疾病、虐待、生活困窮等、家庭の状況その他の事情により社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、社会的養護体制の整備を進めます。

基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境づくり

本市の全ての子どもが健やかに成長し、伸び伸びと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となって事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

3 基本的な視点

計画推進に当たっての基本的な視点についても、前期計画との連続性、整合性を図るため、前期計画を継承し、以下のとおり定めます。

基本的な視点 子どもの視点

1

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

基本的な視点 次代の親の育成の視点

2

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

基本的な視点 サービス利用者の視点

3

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的に取組を進めます。

基本的な視点 社会全体による支援の視点

4

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、奄美市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

基本的な視点 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

5

「少子化社会対策大綱」においては、「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応することが基本的な考え方にあります。

このため、「子育て支援」の充実と「働き方改革」の一層の推進に努めます。

基本的な視点 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

6

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動とともに、高齢者・障がい者等にサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支

援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて豊かな自然環境や伝統文化等もあります。こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるとともに、身近な地区において多様な地域資源が連携して適切な支援・見守りができるようネットワークの強化を図ります。

基本的な視点

サービスの質の視点

7

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

基本的な視点

地域特性の視点

8

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

4 施策体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり</p>	<p>1. 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供</p>	<p>(1) 就学前環境の整備 (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備</p>
	<p>2. 地域における子育て支援の充実</p>	<p>(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上 (3) 子育て支援の情報提供・地域との連携</p>
	<p>3. 子どもの健やかな成長に向けた支援</p>	<p>(1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実</p>
	<p>4. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p>	<p>(1) 子育てしやすい就労環境づくり (2) 仕事と子育ての両立の推進</p>
	<p>5. 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実</p>	<p>(1) 児童虐待防止対策の強化 (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 (3) ひとり親家庭等の支援の推進 (4) 障がい児施策の充実 (5) 子育て家庭の経済的負担軽減</p>
	<p>6. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備</p>	<p>(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安全・安心のまちづくりの推進 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>

